

## 独立行政法人環境再生保全機構平成16年度計画

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定に基づき、中期計画を実施するため、機構に係る平成16年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

### 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (1) 組織運営の効率化

機構が担う業務について、適切かつ着実に遂行するため、組織及び人員配置の見直しを行う。

また、各部門の業務について、職員の責任と役割分担を明確にし、効率的な業務が遂行できるよう体制を整備する。

#### (2) 業務運営の効率化

##### 業務に対する事後評価の実施

機構の自己点検・評価のため、機構業務全体に係る事後評価を行うための外部専門家、有識者からなる委員会を設置する。

##### 事務処理の簡素化、迅速化の推進

平成16年度中に整備する内部ネットワークを活用し、機構業務における各種事務等の手続の簡素化・迅速化を図るとともに、情報の共有化、基金の運用等知識の共有化を推進する。

##### 外部委託の推進

機構独力では回収困難な債権のうち、早急に整理・回収を図る必要がある延滞債権等を債権回収専門会社（サービサー）に委託する。

また、外部の専門機関に委託することがより効率的であると考えられる業務について検討し、その結果を踏まえアウトソーシングを行う。

##### 契約に係る競争の推進

会計規程に基づく一定額以上の契約については、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争に付する。

##### 電子化の推進等

ア 機構全体に係る事務処理については、平成16年度中に内部ネットワークを統合・整備し、共有システムの活用を促進させる。

イ オンライン等電子申請を行っている業務は、受付後の内部事務処理システムの活用を促進させ、事務処理の一層の効率化を図る。

ウ 独立行政法人会計基準に対応した予算、契約、支払、会計等一連の事務処理を行う会計システムを平成16年度中に導入する。

### (3) 経費の削減・効率化

#### 一般管理費

業務運営の効率化を進め、一般管理費（移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において平成15年度比で15%を上回る削減を達成するため、平成16年度においても業務の効率化に努める。

なお、運営費交付金を充当する一般管理費については、平成15年度比で9%の削減を行う。

#### 事業費

事業費（公害健康被害補償納付金等を除く。）について、平成15年度比で1%以上の業務の効率化を行う。

運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において平成15年度比各勘定で5%を上回る削減を達成するため、平成16年度においても業務の効率化に努める。

### (4) 業務における環境配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、ホームページで公開するとともに、同方針に基づき、調達目標について、緊急時等を除き100%達成する。

また、日常業務の遂行にあたり、「環境配慮のための実行計画」を定め、エネルギー及び資源の有効利用、節減に努めるなど環境配慮を徹底する。

## 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

機構が担う業務や事業等の対象となる関係者、地域住民及び地方公共団体等関係機関に対し、機構ホームページや機構業務案内等を作成し、情報提供を行う等、确实かつ適切に周知・広報を行い、円滑な業務の遂行に努める。

また、機構が環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすことができるよう業務の改善・見直しを行う。

### < 公害健康被害の補償及び予防業務 >

#### (1) 汚染負荷量賦課金の徴収

##### 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

委託商工会議所を通じた納付義務者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応を実現するため、以下に掲げる 及びを実施する。

また、賦課金申告に関する情報を広く納付義務者へ提供するため、賦課金専用ホームページを活用する。

特に平成16年度は、機構発足年度であることから、申告納付説明会等を通じ、納付義務者へ周知することにより、汚染負荷量賦課金の適正・公平な申告・納付が行われるよう努める。

納付義務者等に対する効果的な指導

ア 業務委託商工会議所担当者研修会を開催して、制度及び納付義務者への対応等の習熟を図りつつ、担当職員が定期的に商工会議所へ赴き、委託業務の点検、指導を行う。

イ 説明会出席事業者からの質問事項を取りまとめ、その結果を次年度以降の説明資料・内容へ反映させる。

納付義務者に対するサービスの向上

ア 委託商工会議所が主催する103会場の説明会へ機構職員の組み合わせ等を勘案の上派遣し、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応する。

イ 汚染負荷量賦課金申告書の記入、硫黄酸化物排出量の算定において、誤りの多い事例を把握し、説明資料に反映させる。また、他部からの申告・納付説明会講師経験のある機構職員の応援を得て、申告・納付説明会開催期間中の問い合わせに的確に対応する体制を確保する。

ウ 賦課金専用ホームページに常設している「電子メールによるご意見・ご質問のコーナー」を活用し、必要に応じてホームページの改善を図る。

エ 「名称等変更届出書」のオンライン化を図り、納付義務者の利便性を高める。

## (2) 都道府県等に対する納付金の納付

納付申請等に係る事務処理の効率化

ア 平成16年度においては、都道府県等からの提出期限の徹底を図り、事務処理日数を平成15年度比で5%削減するとともに、平成17年度以降の更なる事務処理削減に向け、都道府県等が作成する申請書等の誤りを極力削減するため、納付要綱及び納付業務システム操作マニュアル等を随時見直し、更にFD未導入の都道府県等に対してその導入を働きかける。

イ 現地指導は、原則として、3年に1回のサイクルで実施することとする。なお、必要に応じ、再指導を実施することとする。

ウ 上記イに係る現地指導のほか、福祉事業の実態調査の積極的な実施を通じ情報収集を行い、その結果を環境省主催の担当者研修会の場で報告する等、国や事業を実施する都道府県等へ情報提供を行う。

納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減  
ア 平成16年度中においては、電子化未導入の都道府県等に対し重点的に導入の促進指導を実施する。

イ 補償給付費納付金の返還に係る提出書類等を見直し、平成16年度中に簡略化する。

### (3) 公害健康被害予防事業

#### 公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化

公害健康被害予防基金(以下「予防基金」という。)の運用について、経済変動に対応して安全かつ有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応し、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧第一種地域等の地域住民(以下「地域住民」という。)の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等(以下「ぜん息等」という。)の発症予防、健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、かつ、効率化を図る。

#### ニーズの把握と事業の改善

効果的かつ効率的に業務を行うため、事業参加者へのアンケート調査等を実施し、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。

#### 調査研究事業の実施及び評価

ア 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復を図るための事業の根拠となる知見の確立及び事業実施基盤の強化、事業効果の適切な把握に係る課題に重点化し、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善に係る課題に重点化を図り、環境保健分野で8課題、大気環境の改善分野で4課題を実施する。

なお、調査研究費総額は平成15年度比で5%以上削減する。

大気環境の改善分野について平成17年度から実施する新規調査研究課題については、幹線道路の沿道の局地的な大気汚染の改善に資するための交通流対策及び浄化手法を重点分野として公募を16年度から実施し、透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。

また、大気環境の改善分野の新規課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。

イ 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度毎に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評

価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画（中止を含む。））に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。

また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。

#### 知識の普及及び情報提供の実施

ア 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大气環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施する。

各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業事業に反映させることにより、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するとともに、質の向上を図る。

また、既存のパンフレット等で、作成から5年以上を経過したものについては、改訂のための参考としてアンケート調査を実施し、必要に応じて内容の見直しを行っていく。

イ ホームページや予防情報提供誌等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。

そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、ホームページの年間アクセス件数について前年度より5%の増を図る。

#### 研修の実施

地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大气環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得することを目的に、機能訓練研修、保健指導研修（小児・成人）及び環境改善研修を実施する。

また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。

#### 助成事業の効果的・効率的な実施

ア 助成事業の重点化

i) 環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民の健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。

また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。

さらに、調査研究の成果を事業の質の向上に反映させていくこととする。

ii) 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、最新規制適合車等への代替促進等局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善につながる事業を重点に実施する。

なお、低公害車普及(助成)事業については、国等の低公害車普及に対する補助制度が大幅に充実されてきたこと等を踏まえ、平成16年度に必要な見直しを行うこととする。

イ 地方公共団体における電子化の進展状況を勘案しつつ、助成金交付申請等手続のオンラインによる電子化を本年秋頃から開始する。

また、内部事務処理の効率化に努めることにより、助成金交付決定等に係る事務処理日数を平成15年度実績に対して短縮を図る。

#### <地球環境基金業務>

##### (1) 助成事業に係る事項

###### 助成の固定化の回避

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととするを募集要領に明記し厳正に履行する。

###### 助成の重点化等

助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図る。また、地球環境基金運営委員会の下に第三者による委員会を設置し、評価方法等に関する検討を行う。

###### 処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化等、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間の短縮を図るための具体的方策を検討する。

###### 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た助成専門委員会等により、具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定のうえ審査を行い、結果を公表する。

###### 利用者の利便向上を図る措置

ア 助成案件の内定及び交付決定の早期化を図るため、募集時期の早期化や年度末助成金支払事務との調整、継続案件の事前審査等の具体的方策の検討を行う。

イ 助成金交付要望団体や助成交付要望団体への利便性の向上を図るため、募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、ホームページ上での事業に係るQ & Aの充実等を推進する。

ウ 助成先団体一覧及び活動事例をホームページで紹介し、より広範な情報提供を行う。

## (2) 振興事業に係る事項

### 調査事業の重点化

調査事業について、重点施策等国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに民間団体等のニーズ調査方法等について検討を行う。

### 研修事業の効果的な実施

研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させ、質の向上を図るため、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち70%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けた改善を検討する。

## (3) 地球環境基金の運用等について

民間出せん金の受入状況や基金の造成状況を掲載する等ホームページや広報誌の充実を図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、中期計画に基づき、積極的に募金等の活動を行う。

また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

### <ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱及び同取扱要領等を策定し、これをホームページ等において公表する。また、これに基づく事業の採択等を行った場合についても同様に公表する。

### <維持管理積立金の管理業務>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。

## 3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

### (1) 予算 別紙のとおり

( 2 ) 収支計画 別紙のとおり

( 3 ) 資金計画 別紙のとおり

( 4 ) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、会社更生法・民事再生法に基づく計画認可の決定、商法に基づく整理計画の決定、銀行取引停止処分、解散・清算・事業閉鎖に至ったものその他財務状況からみて返済確実性の認められない債権について迅速に償却処理を行う。

また、以下のとおり債権管理回収業務を積極的に推進する。

#### 返済態様

財務状況から見て返済確実性があると認められるにもかかわらず、返済に問題があるものに対しては、債権回収専門会社（サービサー）への外部委託も含め厳正に返済を態様し、回収を強力に促進する。

#### 法的処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権について法的処理を厳正に進めるとともに、貸倒懸念債権については、引き続き返済猶予の認定を厳格に行い、その上で法的処理が適当と認められるものについては、期限の利益を喪失させ、実態に応じて担保処分等を積極的に推進する。

#### 債権分割

特定の組合員企業の破綻などにより組合全体として債務返済に困難をきたしている中小企業組合について、健全な組合員からの回収を早期に行う等により、回収額を最大化できると認められる場合には、債権分割により回収を行う。

上記～の方法等により、平成16年度中に正常債権以外の債権（平成16年度期首見込約900億円）から40億円を上回る回収を見込む。

上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、繰越欠損金のうち承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額（16年度期首見込約360億円）の解消に必要な補助金が、交付されることを見込んでいる。

また、未収利息のうち回収不能額の償却処理に伴い発生する繰越欠損金（16年度期首見込約34億円）については、解消を図ることとして上記補助金と合わせ、交付されることを見込んでいる。

これらの補助金は16年度において54億円を予定している。

#### 4. 短期借入金の限度額

平成16年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、単年度24,500百万円とする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

6. 剰余金の使途

- ・ 公害健康被害予防事業の充実及びその推進に係る電子化、機器整備
- ・ 地球環境基金業務における助成事業・振興事業の充実、資料の電子化等業務の改善
- ・ 債権管理回収業務に係る経費
- ・ 人材育成及び広報の充実

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

なし

(2) 人事に関する計画

人員配置、職員の業績評価及び人材育成

職員の適性を的確に把握し、適材適所に応じた人員配置を行う。また、各業務、事業毎に定める目標を達成するために職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに成果に応じた業績を適正に評価する。

また、業務上必要な研修を積極的に行うとともに、外部で行われる各種の研修にも積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を支援する。

人事に関する指標期初の常勤職員数 131人平成16年度中に14人削減予定

(3) 積立金の処分に関する事項

なし

(4) その他中期目標を達成するために必要な事項

緑地整備関係建設譲渡事業については、環境保全効果の高い緑地、施設の整備を適切に実施するとともに、進行を適切に管理し、譲渡契約に基づき、和歌山（第3期）地区共同福利施設、山形地区地球温暖化対策緑地及び富山地区地球温暖化対策緑地の施設整備を終了させる。

別紙

予算（人件費の見積りを含む）

平成16年度  
（総計）

（単位：百万円）

| 区 分            | 金 額     |
|----------------|---------|
| <b>収入</b>      |         |
| 運営費交付金         | 3,098   |
| 国庫補助金          | 9,148   |
| その他の政府交付金      | 12,544  |
| 都道府県補助金        | 2,000   |
| 長期借入金          | 14,000  |
| 環境再生保全機構債券     | 7,000   |
| 業務収入           | 88,783  |
| 受託収入           | 20      |
| 運用収入           | 1,863   |
| その他収入          | 1,129   |
| 計              | 139,585 |
| <b>支出</b>      |         |
| 業務経費           | 74,491  |
| 公害健康被害補償予防業務経費 | 67,337  |
| うち人件費          | 191     |
| 基金業務経費         | 1,192   |
| 承継業務経費         | 5,962   |
| うち人件費          | 113     |
| 受託経費           | 20      |
| 借入金償還          | 50,081  |
| 支払利息           | 7,754   |
| 一般管理費          | 1,028   |
| 人件費            | 1,452   |
| 計              | 134,826 |

[人件費の見積り]

平成16年度1,362百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

公害健康被害補償予防業務経費及び承継業務経費のうちの人件費は、運営費交付金の対象外である。

## ( 公害健康被害補償予防業務勘定 )

(単位 :百万円)

| 区 分            | 金 額    |
|----------------|--------|
| 収入             |        |
| 運営費交付金         | 617    |
| 国庫補助金          | 57     |
| その他の政府交付金      | 12,544 |
| 業務収入           | 53,483 |
| 受託収入           | 20     |
| 運用収入           | 1,659  |
| その他収入          | 10     |
| 計              | 68,390 |
| 支出             |        |
| 業務経費           |        |
| 公害健康被害補償予防業務経費 | 67,337 |
| うち人件費          | 191    |
| 承継勘定へ繰入        | 10     |
| 受託経費           | 20     |
| 一般管理費          | 311    |
| 人件費            | 708    |
| 計              | 68,386 |

## [収入支出予算の弾力条項]

- 1.補償給付費納付金の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として補償給付費納付金の支出予算の増額をすることができる。
- 2.受託収入が予算に比して増加した場合には、その増加額を限度にその事業に要する支出予算の額を増額することができる。

## ( 基金勘定 )

(単位 :百万円)

| 区 分     | 金 額   |
|---------|-------|
| 収入      |       |
| 運営費交付金  | 1,074 |
| 国庫補助金   | 2,000 |
| 都道府県補助金 | 2,000 |
| 業務収入    | -     |
| 運用収入    | 204   |
| その他収入   | 1,014 |
| 計       | 6,292 |
| 支出      |       |
| 業務経費    |       |
| 基金業務経費  | 1,192 |
| 一般管理費   | 157   |
| 人件費     | 192   |
| 計       | 1,541 |

## [収入支出予算の弾力条項]

寄付金収入及び維持管理積立金運用収入が予算に比して増加した場合には、その増加額を限度にその事業に要する支出予算の額を増額することができる。

( 承継勘定 )

(単位 :百万円)

| 区 分                | 金 額    |
|--------------------|--------|
| 収入                 |        |
| 運営費交付金             | 1,407  |
| 国庫補助金              | 7,091  |
| 長期借入金              | 14,000 |
| 環境再生保全機構債券         | 7,000  |
| 業務収入               | 35,300 |
| 公害健康被害補償予防業務勘定より受入 | 10     |
| その他収入              | 105    |
| 計                  | 64,913 |
| 支出                 |        |
| 業務経費               |        |
| 承継業務経費             | 5,962  |
| うち人件費              | 113    |
| 借入金償還              | 50,081 |
| 支払利息               | 7,754  |
| 一般管理費              | 560    |
| 人件費                | 552    |
| 計                  | 64,909 |

(注) このほか、独立行政法人環境再生保全機構法附則第4条第1項の規定に基づき、環境事業団の平成15事業年度認可予算のうち機構において使用するものがある。

平成16年度収支計画

( 総 計 )

(単位:百万円)

| 区 分            | 金 額     |
|----------------|---------|
| 費用の部           | 97,545  |
| 経常費用           | 90,126  |
| 公害健康被害補償予防業務経費 | 67,152  |
| 基金業務経費         | 5,677   |
| 承継業務経費         | 14,679  |
| 一般管理費          | 2,595   |
| 減価償却費          | 23      |
| 財務費用           | 7,419   |
| 収益の部           | 121,747 |
| 経常収益           | 121,747 |
| 運営費交付金収益       | 3,078   |
| 国庫補助金収益        | 2,057   |
| その他の政府交付金収益    | 12,544  |
| 都道府県補助金収益      | 2,000   |
| 財源措置予定額収益      | 23,400  |
| 受託収入           | 20      |
| 業務収入           | 68,015  |
| 運用収入           | 1,863   |
| その他の収益         | 551     |
| 財務収益           | 8,219   |
| 純利益            | 24,203  |
| 目的積立金取崩額       | 0       |
| 総利益            | 24,203  |

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 公害健康被害補償予防業務勘定 )

|             |     | (単位 :百万円) |
|-------------|-----|-----------|
| 区 分         | 金 額 |           |
| 費用の部        |     | 68,383    |
| 經常費用        |     | 68,383    |
| 補償業務経費      |     | 65,829    |
| 予防業務経費      |     | 1,323     |
| 一般管理費       |     | 1,210     |
| 減価償却費       |     | 20        |
| 収益の部        |     | 68,390    |
| 經常収益        |     | 68,390    |
| 運営費交付金収益    |     | 617       |
| 国庫補助金収益     |     | 57        |
| その他の政府交付金収益 |     | 12,544    |
| 業務収入        |     | 53,483    |
| 受託収入        |     | 20        |
| 運用収入        |     | 1,659     |
| その他収入       |     | 6         |
| 財務収益        |     | 3         |
| 純利益 ( 純損失 ) |     | 7         |
| 目的積立金取崩額    |     | 0         |
| 総利益 ( 純損失 ) |     | 7         |

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 基金勘定 )

|                       |     | (単位 :百万円) |
|-----------------------|-----|-----------|
| 区分                    | 金 額 |           |
| 費用の部                  |     | 6,044     |
| 經常費用                  |     | 6,044     |
| 地球環境基金業務費             |     | 892       |
| ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成促進業務費 |     | 251       |
| 維持管理積立金業務費            |     | 31        |
| 一般管理費                 |     | 367       |
| 減価償却費                 |     | 1         |
| ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金繰入    |     | 4,502     |
| 収益の部                  |     | 6,044     |
| 經常収益                  |     | 6,044     |
| 運営費交付金収益              |     | 1,074     |
| ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金事業収入  |     | 251       |
| 国庫補助金収入               |     | 2,000     |
| 都道府県補助金収入             |     | 2,000     |
| 地球環境基金運用収入            |     | 176       |
| 維持管理積立金運用収入           |     | 28        |
| 寄付金収益                 |     | 10        |
| 資産見返負債戻入              |     | 1         |
| 出えん金収入                |     | 500       |
| 財務収益                  |     | 2         |
| 雑益                    |     | 2         |
| 純利益 ( 純損失 )           |     | 0         |
| 目的積立金取崩額              |     | 0         |
| 総利益 ( 総損失 )           |     | 0         |

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 承継勘定 )

(単位 百万円)

| 区 分       | 金 額    |
|-----------|--------|
| 費用の部      | 23,118 |
| 経常費用      | 15,699 |
| 承継業務費     | 14,679 |
| 一般管理費     | 1,018  |
| 減価償却費     | 2      |
| 財務費用      | 7,419  |
| 収益の部      | 47,313 |
| 運営費交付金収益  | 1,387  |
| 割賦譲渡元金収入  | 14,280 |
| 資産見返負債戻入  | 2      |
| 財源措置予定額収益 | 23,400 |
| 財務収益      | 8,213  |
| 雑益        | 30     |
| 純利益       | 24,196 |
| 目的積立金取崩額  | 0      |
| 総利益       | 24,196 |

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成16年度資金計画  
(総計)

(単位:百万円)

| 区 分         | 金 額     |
|-------------|---------|
| 資金支出        | 182,771 |
| 業務活動による支出   | 85,959  |
| 投資活動による支出   | 16,423  |
| 財務活動による支出   | 50,081  |
| 次年度への繰越金等   | 30,308  |
| 資金収入        | 182,771 |
| 業務活動による収入   | 119,040 |
| 運営費交付金収入    | 3,098   |
| 国庫補助金収入     | 9,148   |
| その他の政府交付金収入 | 12,544  |
| 都道府県補助金収入   | 2,000   |
| 業務収入        | 87,792  |
| 受託収入        | 20      |
| 運用収入        | 1,879   |
| その他の収入      | 2,560   |
| 投資活動による収入   | 16,380  |
| 財務活動による収入   | 21,000  |
| 期首資金残高等     | 26,351  |

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 公害健康被害補償予防業務勘定 )

(単位 :百万円)

| 区 分         | 金 額    |
|-------------|--------|
| 資金支出        | 96,892 |
| 業務活動による支出   | 68,414 |
| 投資活動による支出   | 16,404 |
| 財務活動による支出   | 0      |
| 次年度への繰越金等   | 12,074 |
| 資金収入        | 96,892 |
| 業務活動による収入   | 67,414 |
| 運営費交付金収入    | 617    |
| 国庫補助金収入     | 57     |
| その他の政府交付金収入 | 12,544 |
| 業務収入        | 52,492 |
| 受託収入        | 20     |
| 運用収入        | 1,675  |
| その他の収入      | 10     |
| 投資活動による収入   | 16,380 |
| 財務活動による収入   | 0      |
| 期首資金残高等     | 13,098 |

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 基金勘定 )

(単位 :百万円)

| 区 分       | 金 額    |
|-----------|--------|
| 資金支出      | 20,576 |
| 業務活動による支出 | 2,805  |
| 投資活動による支出 | 0      |
| 財務活動による支出 | 0      |
| 次年度への繰越金  | 17,771 |
| 資金収入      | 20,576 |
| 業務活動による収入 | 7,723  |
| 運営費交付金収入  | 1,074  |
| 国庫補助金収入   | 2,000  |
| 都道府県補助金収入 | 2,000  |
| 運用収入      | 204    |
| その他の業務収入  | 2,445  |
| 投資活動による収入 | 0      |
| 財務活動による収入 | 0      |
| 期首資金残高等   | 12,853 |

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 承継勘定 )

|                     |     | (単位 百万円) |
|---------------------|-----|----------|
| 区 分                 | 金 額 |          |
| 資金支出                |     | 65,313   |
| 業務活動による支出           |     | 14,750   |
| 投資活動による支出           |     | 19       |
| 財務活動による支出           |     | 50,081   |
| 次年度への繰越金            |     | 463      |
| 資金収入                |     | 65,313   |
| 業務活動による収入           |     | 43,913   |
| 運営費交付金収入            |     | 1,407    |
| 国庫補助金収入             |     | 7,091    |
| 債権回収からの収入           |     | 35,301   |
| その他の収入              |     | 105      |
| 公害健康被害補償予防業務勘定からの収入 |     | 10       |
| 投資活動による収入           |     | 0        |
| 財務活動による収入           |     | 21,000   |
| 期首資金残高等             |     | 400      |

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。